

**ライトライン開業一周年記念事業 企画・運営等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

ライトライン開業一周年記念事業 企画・運営等業務

(2) 業務の目的

- ・ 全国初の全線新設となるライトラインの開業から一周年という大きな節目は、市民・町民等のライトラインに対する愛着をさらに深めることのできる好機である。
- ・ 一周年記念事業を通じて、市民・町民全体で祝福する機運を醸成するとともに、ライトラインの愛着・マイレール意識の醸成、ライトラインをはじめとする公共交通の利用促進、ライトライン駅西側延伸への機運醸成のほか、芳賀町・宇都宮市のさまざまな魅力の発信・地域の活性化に重点的に取り組む。

(3) 業務の内容

- ・ イベント企画・運営業務
- ・ 祝福事業受付等対応業務
- ・ 広報・宣伝業務
- ・ 警備業務
- ・ 成果目標の設定と報告
- ・ 独自提案（連携・協賛募集など） 等

2 企画提案の参加に必要な資格（参加資格要件）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 業務を履行する上で、許認可等を要する業務にあつては資格を有する者。
- (3) 本業務の類似業務について実績を有する者。
- (4) 企画提案において、その公正な執行を妨げない者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合しない者。
- (5) 最優秀企画提案者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げない者。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、宇都宮市税を滞納していない者。
- (7) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- (8) 地方自治法第 9 2 条の 2、第 1 4 2 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 1 8 0 条の 5 第 6 項の規定に抵触する団体等ではないこと。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て，又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 政治団体，宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (12) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が，役員就任，経営関与等を行っている団体等でないこと。

3 参加申込

(1) 参加申込期間

令和6年4月1日(月) 午前10:00 ~ 4月8日(月) 午前10:00

(2) 申込方法

以下のとおり電子メールで申し込むこと。

■メールアドレス：uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp

■メール記載事項

【件名】ライトライン開業一周年記念事業企画・運営等業務委託参加希望

【本文】①住所，会社名，代表者名

②担当者役職・氏名

③連絡先（電話番号，FAX番号，電子メールアドレス）

4 仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和6年4月1日(月) 午前10:00 ~ 4月8日(月) 正午

(2) 配布方法

参加申込者あてに電子メールで発送する。

5 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月2日(火) 午前10:00 ~ 4月9日(火) 正午

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。（「6(3) 提出先」参照）

※ 様式は問わない。

※ 質問が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(3) 回答

令和6年4月11日(木) 予定

※ 質問・回答内容を，すべての参加申込者に電子メールで通知する。

※ 質問状況により，回答日時を変更する場合がある。

(4) その他

本プロポーザルに関する質問は，本プロポーザルに関する質問は，企画提案書作成に係る質問に限るものとし，評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月19日(金) 午後5：00【持参または郵送(必着)】

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧表」のとおり

(3) 提出先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

ライトライン開業一周年記念事業実行委員会事務局

(宇都宮市建設部LR T整備課協働広報室内)

TEL：028-632-2305／FAX：028-639-0614

E-mail：uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp

(4) その他

参加申請後，辞退する場合は，企画提案書等提出期限までに申し出ること。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和6年4月26日(金) ※詳細な時間は後日連絡。

(2) 場所

宇都宮市役所内会議室

(3) 説明時間等

持ち時間40分(説明25分程度，質疑応答15分程度)とする。

8 審査方法

(1) ライトライン開業一周年記念事業企画・運営等業務の実施に係る審査委員会設置要領に基づき設置する審査委員会において，企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い，最優秀企画提案者を選定する。評価に際しては，価格や地域貢献度についても評価対象となる。

(2) 審査結果は，各提案者に対して，**令和6年5月上旬**に通知する。

(3) 審査結果の異議申し立ては，一切受け付けない。

9 本プロポーザルの実施及び事業実施スケジュール（予定）

項目	日時	備考
参加申込期間	4/1(月)10:00~ 4/8(月)10:00	電子メールで受付
仕様書等配布期間	4/1(月)10:00~ 4/8(月)正午	参加申込者宛に 電子メールで発送
質問受付期間	4/2(火)10:00~ 4/9(火)正午	電子メールで提出
質問回答	4/11(木)予定	参加申込者全員に 電子メールで送付
企画書等提出期限	4/19(金)17:00 まで	持参又は郵送 (必着)で提出
プレゼンテーション	4/26(金)	・ 提案書に基づき 説明すること ・ 詳細な時間、場所は 後日通知
審査結果通知	5月上旬	
契約締結	5月中旬	

※変更が生じた場合は、速やかに参加申込者あて通知する。

10 特記事項

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成，提出・プレゼンテーション等に要する費用は，その一切を参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出に当たっての留意事項

- ・ 理由を問わず，企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ・ 仕様書等は第三者へ譲渡してはならない。

(3) 仕様言語及び通貨

本プロポーザルにおいて仕様する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

(4) 無効となる企画提案書等

提出された企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは，これを無効とし，提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ・ 提出方法，提出先，提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 企画提案上限額を超えた企画提案書及び見積書が提出された場合
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合

(5) 企画提案書等の取扱い

- ・ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行う。また、企画が採用された場合は、その企画書の著作権等は発注者（ライトライン開業記念一周年記念事業実行委員会）に帰属する。

(6) 発注者からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、発注者から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

(7) 契約手続き等

- ・ 最優秀企画提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結する。契約手続き及び契約書は宇都宮市の定めるところを準用する。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- ・ 受託者の選考は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により「プロポーザル方式」とする。

(8) 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(9) その他

本プロポーザルの実施により取得した住所・氏名等の個人情報等は、企画提案の審査及び確認に使用するものであり、その他の目的では一切使用しない。